

【016】 日本国憲法の保障する基本的人権に関する記述A～Dのうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- A：憲法は、全ての国民にその能力に応じて、等しく教育を受ける権利を保障している。この権利を実現するため、義務教育の無償を定めている。
- B：精神の自由として、信教の自由などが保障されている。国はその政治的責任の下で自由に活動する権利があるので、国が特定の宗教に基づいた宗教活動を行うことは許容されている。
- C：経済の自由として、職業選択の自由や財産権などが保障されているが、経済の自由に対しては「公共の福祉」による制限が定められている。
- D：憲法は、性別による差別を禁止しており、これを受けて制定された男女雇用機会均等法では、男女同数を雇用することが事業主に義務付けられている。

- 1 A, C
- 2 A, D
- 3 B, C
- 4 B, D
- 5 C, D

【017】 日本国憲法の次の各条文において定められた人権のうち、国家の不当な干渉や侵害を受けないことを基本理念とする「自由権的基本権」に属するのはどれか。

- 1 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 3 勤労者の団結する権利及び団体交渉権その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 4 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 5 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

【018】 基本的人権の歴史に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

- 1 18世紀には自由権のなかでも精神の自由が最も重要なものとされていたが、19世紀に入ると経済の自由が精神の自由よりも高い位置に置かれ、その制限には精神の自由より厳しい条件が必要とされるようになった。
- 2 18世紀には基本的人権は民主国家形成の基盤である参政権中心であったが、19世紀には個人の人権に目が向けられ、自由権および平等権が重視された。
- 3 19世紀までは基本的人権規定は国家と国民の関係を規律するものであったが、20世紀になると私人間の人権侵害に関しても法を適用して保護を図ろうとする考えが登場した。
- 4 社会権的基本権の考えは19世紀に社会主義思想とともに発展し、第二次世界大戦前に社会主義国家ではじめて憲法に登場したが、戦後は西欧民主主義国家でも重要な基本的人権の1つとなった。
- 5 19世紀以降、違憲審査制度はドイツ等のヨーロッパ法治主義国家を中心に発展していったが、第二次世界大戦後には英米など多くの国で採用されるようになった。

【016】 1 A, C

B : 許容されていない

D : 同数までは義務付けていない

【017】 2

- 1 教育を受ける権利
- 3 社会権的基本権
- 4 社会権的基本権
- 5 参政権

【018】 3

- 1 18世紀で最も高い位置に置かれたのは経済の自由
19世紀に精神の自由が最も高い位置に置かれた
- 2 自由権・平等権が中心となったのは18世紀
19世紀は参政権に目が向けられるようになった
- 4 社会権的基本権は1919年のワイマール憲法ではじめて登場
- 5 違憲審査制度はアメリカを中心に発展した